

1 食料品、生活必需品等供給

【県、市町村】

～ 何があったか、どう対応したか ～

県

【本 庁】

○速やかな物資供給が困難

・発災当初においては、通信が途絶し、避難者のニーズはもちろんのこと、避難者がどこに避難しているのかさえ把握が困難であったことや、道路の寸断、市町村職員の被災等により、被災地側の受入が整わなかったこと、高速道路の通行止め等による全国的な物流の停止、燃料の不足、被害が広範にわたり、避難者が指定避難所以外の施設に分散したこと等の理由によって、食料や毛布等を速やかに避難者に提供することが困難であった。自衛隊車両や消防・自衛隊のヘリコプターで、食料、水、毛布、薬等を被災地に輸送した。

○物資管理等の問題

・物資の輸送や在庫管理、仕分けについては、発災当初は県が行ったが、3月16日頃からは、(社)岩手県トラック協会や宅配会社の協力を得て行う方式に切り替えて対応した。大量かつ様々な支援物資の提供を受け、被災地に対する大きな支援となったが、発災当初は、被災地になかなか届けることができない状況であった。また、物流が回復した後は、全国からニーズをはるかに上回る支援物資が到着し、時期を逸したものの、新たなニーズの発生、新たな倉庫の確保等、物資管理に係る様々な問題が生じた。

○避難者のニーズ把握が困難

・市町村機能が低下している中での避難者のニーズ把握は困難を極めた。避難所からのニーズ聴き取りなど、自衛隊の協力も得ながら、避難所への物資輸送を行ったが、希望する物資が避難者の手元に届くまでにタイムラグが生じた。

【広域振興局等】

○避難所の状況

- ・避難所として設置されたのは、学校の体育館、地区集会所等の施設であったが、毛布、ストーブ等の備えがない所が多数あった。
- ・避難施設の床に直接寝るため、眠れる環境でなかった。
- ・当初は暖かい食事が確保できなかった。
- ・プライバシーが確保されない環境であった。
- ・事前に指定されていた避難所で被災した施設があった。

○食材配給の現状

- ・県で使用した発注表は、野菜はキロ単位での発注となっていた。
物資集積場所へ箱で届けられた野菜を避難所ごとに細かく仕分ける作業が出来ず、避難所へは箱単位で配給されていた。避難者に比較して大量の食材が届いている避難所がある一方で、まったく届けられていない避難所（小さな避難所）もあった。
- ・各学校給食施設で炊出しされたご飯は、避難場所である隣の体育館に直接届けられず、一度、市の災害対策本部へ集められてから各避難所へ配送されていた市もあり、冷たくて固くなったごはんが避難者へ配給されていた。
- ・避難所の調理担当者は、いつ何がどれだけ届けられるかがわからない中で、献立を立てなければいけないことに苦慮している状況であった。
- ・冷蔵庫の配置にバラつきがあったため、生鮮食品の発注を実施していなかった市もあった。冷蔵庫の配置について働きかけたが、避難所が閉鎖した後の冷蔵庫の保管や、避難所までの配送を自衛隊が行っているために温度管理ができていないなどの課題があり、最後まで生鮮食品の発注が行えなかった。
- ・残食の扱いや公平性の問題から弁当の活用が遅かった市では、調理担当者の疲弊が限界に達していた。

○必要物資の確認

- ・市役所が津波被害により孤立したため、各避難所を巡回し、避難所における必要な物資の確認を行った。

○必要物資等の供給要請

- ・保育所や介護老人福祉施設等から要望のあった必要物資について、県本部等に報告し、供給等の要請を行った。
- ・被災者支援等のため、食糧、燃料等の確保と県本部等への供給要請を行った。

○必要物資の調達、配付

- ・衛生材料、衣類、食料等の配付を実施した。
- ・避難所から要請のあった物資（粉ミルク、紙おむつ、食糧等）については、市内のドラッグストア、ホームセンター等の店長等と連絡をとり、店舗の協力を得て速やかに調達し、配付した。



○移動販売車への応急仮設住宅販売促進依頼

- ・応急仮設住宅建設後、移動販売者が管内を巡回していた。しかし、応急仮設住宅の場所を把握していない、また、校庭に建設されているところについては、学校に入ることができず、少し離れた場所で販売を行っていたため、高台に建設された応急仮設住宅の高齢者などは、坂道を上り下りして、買い物を行っている状況であった。
- このため、学校等と調整し、応急仮設住宅建設場所の一覧表や学校で販売を行う場合のルールなどを情報提供し、応急仮設住宅の近くで販売を行えるよう働きかけを実施した。

市町村

【沿岸】

○食料・物資の不足

- ・食料の備蓄がなかった。被災直後は、各避難所がそれぞれで食料の確保や寒さ対策などについて、独自に対応せざるを得なかった。
- ・被災直後は、ストーブや毛布が不足した。
- ・津波の被害があった家庭では、粉ミルクや紙おむつの買い置きも流出し、避難所へ行っても備蓄はなかった。近くの保育所や近所の乳幼児のいる家庭より粉ミルクを少しずつ分けてもらい、薄めて哺乳を行なった。紙おむつもクッキングペーパーを切って、現在使用しているおむつに当てて使用したりと工夫して支援物資が届くまで生活した。支援物資が届くまで待てない母子は、母親や父親の実家や親戚宅へ避難した。

○避難者への食料品等の供給

- ・発災直後から、防災センターの備蓄や小売店等の商品等、生活必需品等の確保に努め、各避難所へ配付した。食料は過不足なく避難所に配付されていた。一部地区で、在宅避難者への食料、飲料水等の配付にあたり、混乱が生じていた。
- ・震災直後は食料や衣類が十分でなかったため、食べられない方、もらえなかった方から苦情を受けた。
- ・地震・津波による家屋の崩壊・流失がない市民（乳児のいる家族）より、市内の店舗では粉ミルクや紙おむつが欠品で購入できず、市外に行くにはガソリンがなく行けないと市役所へ相談があったが、被災者ではないので、支援物資を分けることができなかった。購入したいとの申し出であったが、支援物資なので、売ることもできなかった。
震災後数日間は粉ミルクも紙おむつも不足していたが、その後は、全国から支援物資としてたくさん届くようになり、6月頃から被災者以外の方にも提供した。
- ・飲料水については、被災翌朝から水道事業者等による給水車が避難所等を巡回した。

○支援物資の管理体制の整備

- ・救援・支援物資を一括管理し、在宅避難者にも希望により行き届く体制を整えた。

○燃料不足による影響

- ・燃料（ガソリン等）については、全国的な品薄状態の影響を受けた。燃料不足により、情報収集・支援・救助等、様々な活動に支障が生じた。給油許可証の発行など予期せぬ対応も生じた。

○避難所への食料供給の変更

- ・7月11日より、栄養面及び衛生面を考慮し、御飯(炊飯米)やレトルト食品中心の供給から、パン(朝食)、お弁当(昼、夜分)の配給を実施した。

【内 陸】

○避難者への食料品、生活必需品等の供給

- ・避難所では災害対策本部から派遣された職員が、避難者の受付や毛布・食事の支給等を行った。
- ・市の職員が交代で避難所に宿泊し、炊き出し、弁当の手配、業者からの差し入れ調整等、避難者への食事提供を行った。
- ・支援物資集積所（県産業文化センター アピオ）に出向き、食料品、被服類、生活必需品等を仕入れ、避難者へ供給した。
- ・町内の産地直売所、小売業者から食料品を購入し、避難者へ配付した。発災当初調達が困難な時期もあったが、町内小売業者、産直等の協力により比較的円滑に調達でき、避難所に配付できた。
- ・町内の住民、飲食店、法人等、大勢の方々から支援の食料品や生活必需品を提供いただいた。食料品は、避難所の食事に用いたほか、長期間保存できるものは避難所及び民間住宅等に避難している方々へ配付した。生活必需品も同様に配付した。
- ・沿岸被災者の一時受入れにおいて、3食の食事は受入施設にて提供されるものであるが、農協婦人部から提供された野菜も供給することができた。

○沿岸被災者受入れにおける買い物支援

- ・避難生活が落ち着いてきた頃から、避難者が食料品や生活用品を直接購入できるよう、ボランティアの協力により定期的に車で商店街へ送迎を行った。

○協定に基づく寝具の供給

避難者の寝具は、協定に基づき民間業者から円滑に調達できた。

～ 苦労したこと、学んだこと（教訓） ～

県

【本 庁】

○備蓄のあり方

- ・ 発災当初、水、食料、毛布等の物資が不足した。
- ・ 発災当初、アレルギー体質者等への食事等、様々な事情を抱えた被災者への対応ができなかった。
- ・ 各救援隊等の支援者や、行政職員用の食料の確保が困難であった。
- ・ 老朽化等により、使用できなかった資機材があった。

○物資のニーズ把握、マッチング

- ・ 早い時期において、避難者のニーズ把握ができなかった。
- ・ 避難所での実際のニーズと市町村で把握しているニーズとのずれがあった。
- ・ 物資の供給時期が過ぎた時期においても、支援物資の在庫を相当数抱えることとなった。
- ・ ニーズと合わない物資が、避難所や集積場所に溜まっていった。
- ・ 県の協定団体が市町村に物資輸送を行う際、県からの情報が不足し、直接市町村に、ニーズ等の確認を取っていた。

○物資の集積、輸送等

- ・ 県の物資集積拠点の選定に時間を要した。
- ・ 県から市町村への配送先の把握に時間を要した。
- ・ 市町村の集積拠点から各避難所等への配送に時間を要した。
- ・ ニーズの報告があってから、物資を手配し、被災者の手元に届くまでに日数を要した。
- ・ 燃料不足により、物資の運搬や人員輸送に重大な支障が生じた。
- ・ 船舶による物資の受入れがスムーズに行かなかった。
- ・ 事前連絡や調整がないまま、国や他都道府県等から県に物資が大量に送付され、現場で混乱する場面があった。
- ・ 物資の受入れをめぐり、県の窓口が混乱した。
- ・ 物資輸送を行う車両に係る緊急通行車両標章の発行に際して混乱があった。

【広域振興局等】

○物資の備えが不十分

- ・避難所として利用された学校の体育館、地区集会所で、毛布、ストーブなどの備えが不十分なところがあった。

○食料、物資等の状況

- ・衣類、食料は既に配付されており、十分な状況であった。
- ・避難所によって、配付されている物資に格差（量、種類等）がみられた。

○救援物資の分配等

- ・当初は、手探り状態での運営であった。救援物資の分配、スペースの確保、ペットの問題等でトラブル発生の事例もあった。

○燃料の確保が困難

- ・燃料流通の回復に時間を要したため、緊急車両、自家発電、暖房用等の燃料の確保が困難だった。

○職員の食料品等の備えの必要性

- ・災害発生時の対応を想定した職員の食料品等の備蓄を行っていなかった。

市町村

【沿岸】

○食料、物資の備蓄の必要性

- ・食料の備蓄をしていなかったため、避難所の住民に満足な食料を配給することができなかった。
- ・全国からの支援物資が大量に届いたが、2～3週間は粉ミルクや紙おむつがかなり不足していた。数週間しのげる量の物資があればよかった。今回のような大規模災害では、被災していなくても被災地に住む市民（乳幼児）へも提供できる粉ミルクや紙おむつが少しでもあれば助かったのではないかと思う。しかし、どこへどのくらい備蓄するのか、賞味期限や有効期限がある物をどう備蓄するのか課題も多い。
- ・乳幼児のミルク、おむつ、乳幼児用具等が初期の段階での確保が難しかった。

○円滑な調達体制の必要性

- ・弁当を提供する際には、定期的に担当避難所を替える仕組みが必要である。
- ・地区本部になっている避難所では、災害対策本部から速やかに物資が届く状況にあったが、地区本部になっていない避難所への物資供給は時間がかかり、避難者（母子等）へミルクや肌着などの物資がなかなか届かなかった。その地区を担当する保健師が巡回時に持参することができたときのみ、タイムリーに届けることができた。

○多様なニーズへの対応が困難

- ・避難所の食事を食べることができない方への個別対応（おかゆ、アレルギー食、離乳食、食事制限食、飲み込みが困難など）が不十分であった。

○消費期限・賞味期限への対応

- ・消費期限が近い食料品が大量に（需要以上に）町に供給された場合に、避難所で処理できない状況があった。賞味期限の超えたものについては、一定の期間内において利用し、処理を行った。

○食料の保管・数量管理等に苦慮

- ・配送後のお弁当の保管を冷蔵庫のある避難所は、問題がなかったが、そうでない所では食べ物が悪くなり、食中毒にならないか心配であった。
- ・避難所からの食料変更は2日前の午前中までに連絡をもらい、市から各委託業者へ連絡することになっていたが、実際には当日の変更等もあり、頻繁に業者とやり取りをすることとなった。

○停電による施設機能の停止

- ・停電及びガス使用不能のため、冷凍庫・冷蔵庫、調理器具が使用できず、大量の炊き出しが困難となった。

○断水への対応

- ・断水により食器洗浄が困難となるため、それに対応した準備が必要である。

○炊き出しのための人員の不足

- ・調理員が確保できず、大量の炊き出しが困難となった。

【内 陸】

○円滑な調達体制の必要性

- ・市の食料等供給体制に混乱があり、円滑に実施することができなかった。
- ・災害時に対応できる商店の一覧表等の作成が必要である。
- ・避難所閉鎖までの食料調達及び確保について、地域内のスーパー等との協定が必要と思われる。

○ニーズに合わせた食料品、生活必需品の確保、供給

- ・乳幼児用の粉ミルクは成長の段階によって種類が違うことから、ニーズに合わせた確保が必要であった。
- ・避難生活が長くなるにつれ、必要とされる生活必需品が多様（供されることに慣れが生じてしまいがちになる）となり、支援物資では対応できないものもあった。オムツについては、乳幼児用・大人用ともサイズあるいは種類の確保が必要であった。季節の移り変わりによる被服の提供も必要となる。

○支援物資の受入れと保管

- ・当初、支援物資を全て受け入れたが、被災者のニーズに合わないものもあり、最後まで保管せざるを得ない状況となった。

～ 教訓をどう生かすか、どんな取組が必要か ～

県

【本 庁】

○備蓄対策

- ・県及び市町村において通常備蓄を実施するとともに、家庭・事業所における備蓄を奨励する。
- ・食料、生活必需品、防災資機材の備蓄の具体の目安を策定する。
- ・県・市町村間の備蓄量の調整及び通常備蓄と流通備蓄の調整を行う。
- ・道路の寸断、孤立化、輸送手段がなくなる事態に備えた各避難所等への分散備蓄を行う。
- ・一般的な物品の備蓄の他、特別な物品の整備を検討する。
- ・災害対応活動が長引いた場合や調達困難な場合に備えた、支援者や職員用の備蓄及び支援体制を確立する。
- ・備蓄物品の定期的な点検を行う。

○市町村の行政機能が低下している場合の県の対応

- ・大規模災害時等、市町村と連絡が取れない場合においては、県は市町村の要請を待たずに市町村に対して物資の調達、輸送を行う。
- ・同様に、市町村の要請を待たずに、職員を市町村に派遣し、物資ニーズ、避難所状況の情報収集に努める。

○物資のニーズ把握、マッチング等の仕組みづくり

- ・発災直後は、被害の状況、避難者や避難所の状況を勘案し、市町村からの要請を待たずに、物資の調達・輸送を行う。
- ・市町村からの要請がなくとも支援ができるよう、定期的に指定避難場所及び避難者見込数を調査し、発災後に避難所の実態把握する仕組みを構築する。
- ・発災から、一定期間経過後、被災者や市町村のニーズを把握できるようになった段階では、ニーズに応じた対応を行う。
- ・必要物資の標準的な種類・数量を年齢、性別等別に、速やかにリスト化する。
- ・変化するニーズを予測し、リスト化することにより、在庫量を調整する。
- ・余剰物資が生じないように、需要見込みを確認しながら、在庫量を調整するとともに、余剰物品を国で引き取る仕組みを構築する。
- ・応援の行政職員やボランティアの活用（避難所の担当者の特定）、ITシステムの利用（タブレット端末を利用したシステムの例）等、ニーズを把握する仕組みの早期確立を実施する。
- ・計画的な支援物資の受入れ体制を確立する。
- ・他県や民間企業等からの支援物資の提供に関しては、ニーズを確認のうえ行うよう協力を求める。
- ・県から協定団体への情報提供を実施する。
- ・提供者に対する受入終了物品等を周知する。
- ・余った物品の義援金化や提供者による回収を行う。
- ・避難所に溜まった物資の回収を行う。
- ・必要に応じて県の協定団体と市町村の直接の協定締結を行う。

○物資の集積、輸送等

- ・避難所までの優先的な道路啓開を行う。
- ・県の輸送集積等の中核施設として岩手産業文化センターを追加する。併せて、広域防災拠点の整備の検討を行う。
- ・各市町村における事前の集積拠点の選定（複数箇所）と県における市町村の集積拠点の事前把握を行う。
- ・物資輸送や集積拠点における在庫管理は、運送会社等の協力を得て行う。

- ・物資配分・輸送業務の専門家を活用する。
- ・被災地外の運送会社の活用や、自衛隊の補完的な活用を行う。
- ・物資輸送に支障が生じないよう関係団体の協力を得て、燃料の確保に努める。
- ・被災地に対する優先的な燃料の供給体制を構築する。
- ・地域ブロックごとの燃料備蓄を行う。
- ・燃料の供給について、通常の輸送経路のほか、代替手段（船舶）や予備経路の選定を行う。
- ・停電時であっても緊急車両等に燃料を供給できるような備えを要請する。
- ・ガソリンスタンド被災時の予備手段（仮設スタンド）の体制を確立する。
- ・緊急通行車両標章について、関係機関に可能な限り、事前取得を促す。県における緊急通行車両標章の発行事務の効率化を図る。
- ・発災後から一定期間後は、物資輸送に係る事前の調整を徹底する。
- ・計画的な物資の受入れを行う。
- ・物資の受入れに係る、県災害対策本部の横断的な組織の整備、活用を行う。
- ・物資全般の管理がしやすいよう、窓口を一本化する。
- ・物資の受入れ・支援訓練を実施する。
- ・ボランティア等を有効活用する。

【広域振興局等】

○必要物資等の備蓄

- ・想定される避難所ごと又は市町村でまとめてどこかにストックする方法により、避難生活に当面必要な毛布、断熱マット、畳、冷暖房機器等や水、食料等の物資を確保・保管しておく必要がある。

○食事の提供体制の工夫

- ・温かい汁物等の提供の工夫（炊き出し器材の確保）が必要である。
- ・食事としての弁当の提供体制確保が必要である。

○プライバシー確保対策

- ・プライバシー確保への配慮（間仕切り等）が必要である。

○情報共有等の体制の整備

- ・避難所側から必要な物資やサービスについて情報発信する仕組み（系統立てて要求する仕組み）と、対策本部には避難所からの情報を集約、整理し、物資やサービスを調達し、配付する仕組みを作っておく必要がある。

○支援物資、ボランティアの受入れ体制の整備

- ・物資やボランティアの受入れ及び調整の仕組みが必要である。避難所単位で作るのではなく、役所や社会福祉協議会等が、外部からの支援受入れ、調整の窓口機能を果たすような仕組みが必要である（今回の震災では、そうした社会機能まで失われたため、予め補完する仕組みも作っておくことが必要）。

○燃料の確保体制等の整備

- ・発災初期に必要な燃料の確保を目的に、施設ごとに保管タンクの増設等の整備を図る。
- ・公用車の燃料確保については、日ごろから週末に定期的に補給するなど、災害発生に備えた地道な準備を行う。

○職員の食料品等の備蓄

- ・一定量を職場で確保するとともに、各職員においても、日頃から自宅等において、食料品等の備蓄を行う。

市町村

【沿岸】

○住民等への備蓄についての普及啓発

- ・発災後3日分の食料等の備蓄などを冊子等で広く住民に周知し、各自が災害に対応できるような体制を整える。
- ・地域の各避難所で住民が食料を持ち寄って対応する仕組みを考える。

○備蓄体制の整備

- ・市が備蓄計画の整備により最小限の食料・水などを分散備蓄する。
- ・各避難所は勿論、地域の拠点となる小中学校や市役所内にも、物資（毛布、防寒用具、ストーブ、食料、マスク、ライト、飲料水、自家発電装置、発電機、防災グッズ等）を確保しておく。

○食料品等供給体制の整備

- ・平常時から、支援物資の管理と、避難者の必要品を把握するための訓練をしておく必要がある。また、避難所以外の避難者の需要と供給の把握について、スムーズに行えるような体制も整備する。
- ・自販機を飲料備蓄倉庫として位置づける「災害救援ベンダー」のイメージで、

- 災害時には近隣の企業から物資提供を受けられる仕組みを作る。
- ・大量調理可能な施設（学校給食センター）で食事を提供できる体制を整える。
 - ・小売店等と生活用具の優先的販売協定など協力店舗の確保をする。

○食中毒対策

- ・業者の対応策として、傷みにくいメニューにし、盛付けは完全に冷却してから行う、配送用の車は最大限に冷やし、配送時間を短くする等の対応をした。冷蔵庫がない避難所では、涼しい所に保管をし、早めに食べるようにした。

○避難所での食事支給方法の改善

- ・避難所で保健師が聴き取りをする際、食事に関する項目を盛り込み、この情報を基に、個別対応の食料品を配付、食事相談をする。

○停電時の発電機能の確保

- ・自家発電機の設置、太陽光発電設備の設置を検討する。

○炊出し人員の確保

- ・災害時に地域住民と連携・協力できる体制をつくる。

○燃料の確保体制の整備

- ・事業所、各家庭で少量備蓄を奨励する。

【内 陸】

○食料品等供給体制の整備

- ・地域防災計画見直しや炊き出し訓練により、食料供給体制整備を図っている。
- ・乳児用ミルクや哺乳瓶等、乳児のいる家庭で必要と思われるものを準備する。
- ・乳幼児の成長の過程にあわせた粉ミルクや離乳食を提供する必要がある。

○避難者ニーズに対応した支援物資の受入れ

- ・時間経過に伴い、避難者のニーズは変化するため、必要とするものを把握し情報発信しながら支援物資とのマッチングを図る。

○市町村間の相互応援協定の締結

- ・災害時における相互応援協定を締結してはいなかったが、交流のある他県市から運動着の提供をいただいた。相互応援協定による体制を整備する。

